

平成22年6月15日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 金丸 勲
(証券コード 8704 大証ヘラクレス)
問合せ先 総務部長兼財務部長 大浦 隆文
(TEL 03-5114-0344 (代表))

株式会社EMCOM証券の外国為替証拠金取引事業他の承継に関するお知らせ

当社および当社子会社のトレイダーズ証券株式会社(以下、「トレイダーズ証券」といいます。)は、本日開催の取締役会において、トレイダーズ証券が、効力発生日を平成22年7月20日として、株式会社EMCOM証券(以下、「EMCOM証券」といいます。)の外国為替証拠金取引事業および有価証券関連事業の権利義務を吸収分割により承継することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業承継の目的

当社グループの軸事業であります外国為替取引事業におきましては、顧客から預託を請けた金銭の区分管理方法の金銭信託への一本化、ロスカット取引管理の徹底、個人顧客を相手方とする高レバレッジ取引に対する規制強化等を内容とする金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正が、平成22年2月1日より段階的に施行されております。当社は、このような規制強化の流れによって、同業者間の淘汰など、新たな業界再編への動きが予想されることを踏まえて、その受け皿となるべく、経営態勢の強化はもちろんのこと、システム機能におきましても、同じプラットフォームで、相対取引、取引所取引やCFDが可能となるようなシステム環境を実現すべく基盤作りを行っております。

今般、トレイダーズ証券が、EMCOM証券が営む外国為替証拠金取引事業を、吸収分割により承継することで、トレイダーズ証券は、相対の外国為替証拠金取引事業の営業基盤増強(平成22年4月30日現在 トレイダーズ証券 『TRADERS FX』顧客口座数32,101口座 預り資産2,660百万円、EMCOM証券 『みんなのFX』顧客口座数52,431口座 預り資産8,085百万円)、取引量の拡大を実現することができます。さらに、当社グループは、規模だけではなく、収益面でもスケールメリットを享受すべく、今後、『TRADERS FX』、『みんなのFX』の効率的な運営について検討を進めてまいります。

以上により、当社は、当社グループの外国為替取引事業の収益増強、営業基盤の強化を最短期間で実現することを目的として、EMCOM証券の外国為替証拠金取引事業を、トレイダーズ証券が包括的に承継することを決定いたしました。

2. 事業承継の要旨

(1) 事業承継の日程

平成22年6月15日	事業承継承認取締役会 吸収分割契約書締結
平成22年7月19日(予定)	吸収分割承認株主総会(トレーダーズ証券、EMCOM証券)
平成22年7月20日(予定)	吸収分割予定日(効力発生日)

(2) 事業承継の方法

EMCOM証券を分割会社とし、トレーダーズ証券を承継会社とする吸収分割です。

(3) 交付する金銭等の対価

本件事業に関する権利義務の全部に代わる金銭等は交付しません。

また、承継会社は、効力発生日において分割会社より引き継いだ現金預金の総額、顧客立替金及び預託金の合計額が、承継対象権利義務である顧客純資産の額を超過した場合には、その差額を、効力発生日後速やかに分割会社に返金いたします。

なお、効力発生日における上記の内容につきましては、確定次第お知らせいたします。

(4) 交付する金銭の算定の考え方

平成22年8月から実施される高レバレッジ取引に対する規制強化は、今後の相対外国為替証拠金取引事業の収益性に大きな影響をもたらすことが予想されます。このような状況を踏まえて、当社は、終了した事業年度の経営成績よりも平成22年8月以降の見通しを重視することを前提として、EMCOM証券の事業予算を中心にデューデリジェンスを行い、当該事業の先行きについてあらゆる角度から検討を重ね、この結果を基に、EMCOM証券との間で本件事業譲受に伴う対価の協議を行い、対価を決定いたしました。なお、本日開催の取締役会において、対価の妥当性についても詳細に審議が行われましたが、異議なく決議されております。

(5) 吸収分割により増加する資本金等

本件吸収分割による資本金等の増加はありません。

(6) 分割会社の新株予約権および新株予約権付社債の取扱い

該当事項はありません。

(7) 承継会社が承継する権利および義務

トレーダーズ証券は、本件事業の遂行上必要と判断される本件事業に係る資産、負債、契約上の地位およびこれらに付随する権利・義務を、すべて免責的債務引受の方法により承継します。

(8) 債務履行の見込み

本件分割後において、承継会社並びに分割会社のそれぞれが負担すべき債務については、その履行の確実性に問題がないものと判断しております。

3. 事業承継当事会社の概要（平成22年3月31日現在）

(1) 商号	株式会社EMCOM証券 (分割会社)	트레이ダーズ証券株式会社 (承継会社)
(2) 事業内容	第一種金融商品取引業	第一種及び第二種金融商品取引業 (証券取引事業、外国為替取引事業)
(3) 設立年月日	平成11年2月1日	平成18年4月12日
(4) 本店所在地	大阪府大阪市中央区北浜一丁目 1番19号	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー34階
(5) 代表者	代表取締役社長 木下 剛	代表取締役社長 橋本 清志
(6) 資本金の額	5億55百万円	20億円
(7) 発行済株式総数	14,300株	20,001株
(8) 純資産	3,066百万円	2,808百万円
(9) 総資産	20,450百万円	24,481百万円
(10) 事業年度の末日	3月31日	3月31日
(11) 従業員数	53名	65名
(12) 主要取引先	一般個人	一般個人
(13) 大株主および持株比率	株式会社EMCOMホールディングス 100%	当社 100%
(14) 主要取引銀行	三井住友銀行、ドイツ銀行	三菱東京UFJ銀行、パナソニック銀行

(15) 当事会社の関係等

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(16) 最近事業年度における業績の動向

事業年度の末日	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
売上高	5,404百万円	4,566百万円	3,679百万円
営業利益	760百万円	△316百万円	△691百万円
経常利益	689百万円	△305百万円	△726百万円
当期純利益	44百万円	△710百万円	△897百万円
総資産	28,232百万円	27,396百万円	24,481百万円
純資産	4,219百万円	3,505百万円	2,808百万円
1株当たり当期純利益	2,202円38銭	△35,500円30銭	△44,893円25銭
1株当たり年間配当金	9,000円	—	—
1株当たり純資産	210,971円13銭	175,299円93銭	140,411円81銭

EMCOM証券（分割会社）

事業年度の末日	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
売上高	794百万円	5,517百万円	6,046百万円
営業利益	△304百万円	1,798百万円	2,054百万円
経常利益	△53百万円	1,801百万円	2,055百万円
当期純利益	△56百万円	1,231百万円	1,243百万円
総資産	5,070百万円	15,166百万円	20,450百万円
純資産	379百万円	1,820百万円	3,066百万円
1株当たり当期純利益	△4,017円81銭	87,466円66銭	86,925円31銭
1株当たり年間配当金	—	—	—
1株当たり純資産	27,094円76銭	127,325円50銭	214,442円45銭

4. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する事業の内容

株式会社EMCOM証券の外国為替証拠金取引事業及び有価証券関連事業

(2) 承継する事業の経営成績

	承継外国為替取引事業 (a)	承継証券取引事業 (b)	当社平成22年3月期 (連結) (c)	比率(a+b/c)
売上高	5,919百万円	126百万円	3,679百万円	164.3%

(3) 承継する資産、負債の項目および金額(平成22年3月31日現在)

資 産		負 債	
項 目	帳 簿 価 格	項 目	帳 簿 価 格
流 動 資 産	16,598百万円	流 動 負 債	15,105百万円
固 定 資 産	3百万円	固 定 負 債	—百万円
合 計	16,601百万円	合 計	15,105百万円

(注) 承継する資産、負債については、上記金額に本件効力発生日における実際の増減を加味した上で確定いたします。また、承継会社は、効力発生日において分割会社より引き継いだ現金預金の総額、顧客立替金及び預託金の合計額が、承継対象権利義務である顧客純資産の額を超過した場合には、その差額を、効力発生日後速やかに分割会社に返金するものといたします。

5. 事業承継後の当事会社の状況

(1) 事業承継後の承継会社の状況

本件事業承継による 트레이ダーズ証券の商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金、決算期に変更はありません。

(2) 総資産及び純資産

本件事業承継により承継する金額について増加する予定です。

(3) 会計処理の概要

本件事業承継におきましては、「4. 承継する事業部門の概要 (3) 承継する資産、負債の項目および金額」に記載のとおり、効力発生日において分割会社より引き継いだ現金預金の総額、顧客立替金及び預託金の合計額が、承継対象権利義務である顧客純資産の額を超過した場合には、その差額を、効力発生日後速やかに分割会社に返金いたしますので、のれんの発生は想定しておりません。

6. 今後の見通し

本件事業承継により、トレーダーズ証券の外国為替証拠金取引事業の規模が拡大することから、当該事業の継続に必要な不可欠となるカウンターパーティー (外国為替取引の相手方である銀行などの金融機関) に積み立てる証拠金等の所要額も増加することが予想され、当社グループは、所要資金の一部を借入等の方法によって調達する予定です。これらのコストを含めた、本件事業承継による当期業績への影響につきましては現在精査中ではありますが、確定次第速やかにお知らせいたします。

以上